

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 39(オ)24	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 36(ネ)2356
裁判年月日	昭和 40 年 2 月 12 日	原審裁判年月日	昭和 38 年 9 月 30 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 77 号 387 頁		

判示事項	土地賃貸人の転借人に対する所有権に基づく土地明渡の請求が権利の濫用にあたとされた事例。
裁判要旨	土地賃貸人において、転借人に対し後日直接賃貸借契約をしてよい意向を示し、それまでの間は転借について暗黙の承諾をしたと見られるような態度をとり、転借人としては、賃貸人の指図に従い、同人の転賃人に対する賃貸借消滅による建物収去土地明渡請求訴訟に協力する態度をとり、賃貸人が勝訴すれば自ら賃借できると考え、同人から明渡を請求されることは全く予想していなかつた事情のもとで、賃貸人が右訴訟で勝訴した結果、一転して突然、その所有権に基づき転借人に対し土地明渡の請求をすることは、権利の濫用にあたる。

全文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人大里一郎の上告理由第一点について。 所論は、原判決の採証法則違背をいうが、その実質は、すべて原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するに尽き、上告理由として採用できない。 同第二点について。 <u>原判示のような経緯のもとで被上告人に結局本件土地の明確な占有権がなくなるや、上告人が一転して事前に誠意ある話合をすることもなく、突然被上告人に対し自己の所有権を主張して本件土地の明渡を求めるに至つたことを目して、上告人自らが抱かしめた被上告人の期待を一方的に無視し、被上告人に全く予期しない負担と損害を及ぼすものであつて、あまりにも他の困惑を顧みない自己本位の権利の主張に外ならず、まさに権利の濫用に当ると判断したことは、原判決挙示の証拠関係およびこれによつて認定された事実関係を併せ考えれば、正当として是認できるところであつて、原判決が民法一条ノ三を誤つて適用したとの所論は、独自の見解として採用の限りでない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外)

※参考：判例タイムズ 176 号 99 頁、判例時報 404 号 26 頁